

京都府防災会議会長の専決処分について

1 市町村地域防災計画の修正について

次のとおり市町村地域防災計画の修正について意見照会があり、意見なしの旨回答した。

市町村名	主な修正の概要
京都市	<ul style="list-style-type: none"> 水防法・土砂災害防止法の改正に基づく修正（要配慮者利用施設における避難計画作成・避難訓練実施の義務化） 原子力災害対策指針の改正に伴う修正 等
福知山市	<ul style="list-style-type: none"> 「避難勧告等に関するガイドライン」改定に伴う修正 「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」の反映に伴う修正 京都府地域防災計画の見直しに伴う修正（平成 30 年度災害対応の総合的な検証等） 等
舞鶴市	<ul style="list-style-type: none"> 京都府水害等避難行動タイムライン作成指針の作成に伴う修正 水防法・土砂災害防止法の改正に基づく修正（要配慮者利用施設における避難計画作成・避難訓練実施の義務化） 原子力災害対策指針の改正に伴う修正 等
綾部市	<ul style="list-style-type: none"> 水防法・土砂災害防止法の改正に基づく修正（要配慮者利用施設における避難計画作成・避難訓練実施の義務化） 京都府水害等避難行動タイムライン作成指針の作成に伴う修正 指定緊急避難場所及び指定避難所の見直しに伴う修正 原子力災害対策指針の改正に伴う修正 等
宇治市	<ul style="list-style-type: none"> 「避難勧告等に関するガイドライン」改定に伴う修正 水防法の改正に基づく修正（洪水浸水想定区域の見直し） 避難路の指定に伴う修正 等
城陽市	<ul style="list-style-type: none"> 水防法・土砂災害防止法の改正に基づく修正（要配慮者利用施設における避難計画作成・避難訓練実施の義務化） 「土砂災害特別警戒区域内の建築物の改修・移転を支援する制度」の創設に伴う修正 等
向日市	<ul style="list-style-type: none"> 水防法の改正に基づく修正（洪水浸水想定区域の見直し、洪水浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設の追加） 等
八幡市	<ul style="list-style-type: none"> 水防法の改正に基づく修正（洪水浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設の追加） 気象警報及び注意報の発表基準の改定に伴う修正 等

（裏面へ続く）

京田辺市	<ul style="list-style-type: none"> 水防法・土砂災害防止法の改正に基づく修正（洪水浸水想定区域の見直し、要配慮者利用施設における避難計画作成・避難訓練実施の義務化） 指定避難所の追加指定に伴う修正 等
木津川市	<ul style="list-style-type: none"> 「避難勧告等に関するガイドライン」改定に伴う修正 「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」の反映に伴う修正 京都府地域防災計画の見直しに伴う修正（平成30年度災害対応の総合的な検証等） 等
久御山町	<ul style="list-style-type: none"> 水防法・土砂災害防止法の改正に基づく修正（要配慮者利用施設における避難計画作成・避難訓練実施の義務化） 気象警報及び注意報の発表基準の改定に伴う修正 等
笠置町	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法の改正に伴う修正（避難行動要配慮者名簿の作成、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、地区防災計画、り災証明書の交付 等） 気象警報及び注意報の発表基準の改定に伴う修正 等
和束町	<ul style="list-style-type: none"> 「避難勧告等に関するガイドライン」改定に伴う修正 水防法・土砂災害防止法の改正に基づく修正（要配慮者利用施設における避難計画作成・避難訓練実施の義務化） 等

2 京都府防災会議規程の一部改正について

次のとおり京都府防災会議規程を、書面開催が可能となるように修正した。

現 行	改 正 案	改正理由
(新規)	<p>(会議の開催方法)</p> <p>第5条 会長は、やむを得ない事情により会議の招集が困難な場合は、書面等により会議を開催することができる。</p> <p>2 会議の議事は、委員の2分の1以上の多数によらなければ議決することができない。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等、やむを得ない事情により会議の招集が困難な場合に書面等による開催を可能とするため。</p>

【改訂後】

京 都 府 防 災 会 議 規 程

(趣 旨)

第1条 この規程は、京都府防災会議（以下「会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(召 集)

第2条 会議は、会長が召集する。

2 会議の召集通知は、文書をもって行ない、日時、場所及び議題を附記するものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副知事の職にある委員が、その職務を代理する。

(定 足 数)

第4条 会議は、委員現在数の半数を超える委員の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の2分の1以上の多数によらなければ議決することができない。

(会議の書面開催)

第5条 会長は、やむを得ない事情により会議の招集が困難な場合は、書面等により会議を開催することができる。

2 会議の議事は、委員の2分の1以上の多数によらなければ議決することができない。

(会長の専決処分)

第6条 会議が成立しないとき、又は会議を召集する暇がないと認められるときは、会長は、議決すべき事項を専決処分することができる。

2 前項の規定による専決処分については、会長は、次の会議において報告しなければならない。

(部 会)

第7条 部会の種類及び運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(幹 事 会)

第8条 会議に幹事会を置く。

2 幹事会に幹事長を置き、京都府危機管理部防災監の職にある幹事をもって充てる。

3 幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、京都府危機管理部災害対策課長の職にある幹事がその職務を代理する。

4 幹事会は、幹事長が召集する。

5 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。

6 幹事会は、幹事長が議案の内容に応じ、必要と認める幹事のみ召集することができる。

(公 印)

第9条 会議の公印の形状及び寸法は、別表のとおりとする。

(事務処理等)

第10条 会議録の調整保管、公印の管守及びその他会議の事務処理は、京都府危機管理部災害対策課において行なうものとする。

附則

この規程は、昭和38年7月5日から施行する。

附則

この規程は、平成8年5月23日から施行する。

附則

この規程は、平成13年4月3日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

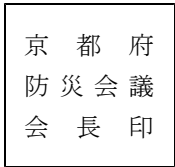
附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年5月19日から施行する。

別 表



(寸 法)

25mm×25mm